

(仮称)京ヶ森風力発電事業環境影響評価準備書に対する勧告について

令和 7 年 1 0 月 2 日  
経 済 産 業 省  
大 臣 官 房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、(仮称)京ヶ森風力発電事業について、H S E 株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 1 項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：宮城県石巻市、牡鹿郡女川町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：63,900kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理 | 令和 2 年 7 月 3 0 日   |
| 環 境 大 臣 意 見 受 理       | 令和 2 年 1 0 月 9 日   |
| 経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出   | 令和 2 年 1 0 月 1 9 日 |

<環境影響評価方法書>

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理 | 令和 3 年 1 月 2 8 日 |
| 住 民 意 見 の 概 要 等 受 理   | 令和 3 年 4 月 7 日   |
| 宮 城 県 知 事 意 見 受 理     | 令和 3 年 6 月 2 3 日 |
| 経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出   | 令和 3 年 7 月 2 0 日 |

<環境影響評価準備書>

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理 | 令和 7 年 1 月 1 6 日 |
| 住 民 意 見 の 概 要 等 受 理   | 令和 7 年 4 月 2 日   |
| 宮 城 県 知 事 意 見 受 理     | 令和 7 年 7 月 2 4 日 |
| 環 境 大 臣 意 見 受 理       | 令和 7 年 8 月 5 日   |
| 経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出   | 令和 7 年 1 0 月 2 日 |

問合せ先：電力安全課 小西、木全  
電 話：03-3501-1742(直通)

(別紙)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。さらに、希少猛禽類であるイヌワシの保護増殖活動への配慮が必要な地域であることを踏まえ、関係団体、関係行政機関等に対し丁寧かつ十分な説明を行い、必要に応じて連携すること。加えて、「猛禽類協議会」における検討内容について、可能な範囲で評価書に記載すること。

### (2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、措置の内容が十分なものとなるよう、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施により、建設機械の稼働に伴う騒音が最大で12dB、施設の稼働に伴う騒音が最大で7dB増加する予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準値等は超過しないものの、複数地点において現況値から大きく増加するとされている。

このため、工事の実施、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

### (2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設

備の稼働に伴う風車の影については、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる可能性がある複数の住居に対して、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、事後調査を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

### (3) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の河川源流部、沢筋等のほか、水道用水取水地点が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川、沢筋等からの距離を取るとともに、土地の改変位置の検討に加え、改変量等を可能な限り抑制するよう見直した上で、沈砂池の設置、流末処理等の適切な環境保全措置を講ずることにより、土砂及び濁水の流出を抑制し、水環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

### (4) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、ミサゴ、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類の複数のペアの生息及び営巣に加え、希少猛禽類の飛翔及び猛禽類、カモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。これら鳥類のブレード・タワー等への接近及び接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 風力発電設備の近傍に位置する営巣地については、専門家等からの助言を踏まえ、人工巣の設置を含めた環境保全措置を適切に検討すること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突、移動の阻害、誘引等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病

個体の救命への協力を行うこと。

#### （５）植物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト２０２０」（令和２年３月環境省）に基づき絶滅危惧ⅠⅠ類に選定されているナンブワチガイソウが生育しており、管理用道路の敷設により、この重要な種への影響が懸念される。このため、環境保全措置を検討するとともに、ナンブワチガイソウの群落への影響を回避し、又は極力低減すること。また、必要に応じて、専門家等の指導・助言を得て、事後調査又は環境監視を適切に実施すること。

#### （６）土地の改変に係る影響

対象事業実施区域は、崩壊土砂流出危険地区を含み、土砂災害特別警戒区域等の上流域に該当するため、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発しないよう、過去の災害情報等を確認し、関係機関等と協議のうえ、環境保全措置を検討し、有効な措置を実施すること。また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。

#### （７）景観に対する影響

対象事業実施区域の一部は、硯上山万石浦県立自然公園第３種特別地域に指定されており、当該箇所の人と自然との触れ合いの活動の場、女川町レンガみち等からの眺望に対する影響が懸念される。色彩の周辺環境との調和等の環境保全措置に加えて、関係機関等との協議を行った上で、環境保全措置を検討し、有効な措置を実施すること。

#### （８）人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、「石巻緑のハイキングロード」、「みちのく潮風トレイル」等の複数のハイキングロード及びトレイル（以下、「ハイキングロード等」という。）が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。また、「石巻緑のハイキングロード」等については、工事の実施期間において、工事用資材等の搬出入に係る車両の主要な走行ルートと重複することから、利便性に影響が生ずるおそれがある。

このため、本事業の実施に係るハイキングロード等の利用者に対する影響等について、必要な予測及び評価を行い、ハイキングロード等の管理団体等に対して十分に説明及び協議した上で、必要に応じて環境保全措置を検討し、その内容を評価書に適切に記載すること。

また、ハイキングロード等の迂回路の設置の検討だけでなく、工事の実施期

間中、車両のピーク時台数を低減させる等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避し、又は極力低減すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。